



消防団の組織概要

令和3年4月1日現在

都道府県名	鹿児島県	所在地	〒899-2502		
市町村名	日置市	所在地	鹿児島県日置市伊集院町徳重一丁目10番地10		
消防団事務所管	日置市消防本部総務課	電話番号(直通)	099-272-0119	FAX	099-273-5869
消防団名	日置市消防団	メールアドレス	shoubodan@city.hioki.lg.jp		

組織	分団数	18	分団
	うち機能別分団数	0	分団
	方面隊数	4	隊
	部数	7	部
団員数	班数	0	班
	条例定数	584	人
	実員数	511	人
	男性団員数	495	人
	女性団員数	16	人
	基本団員数	511	人
	大規模災害団員数	0	人
職業構成別団員数	その他の機能別団員数	0	人
	国家公務員	0	人
	地方公務員	60	人
	都道府県職員	0	人
	市区町村等職員	60	人
	特殊法人等公務員に準ずる職員	19	人
	農協職員	19	人
ポンプ	日本郵政グループ	4	人
	その他	428	人
	普通消防ポンプ自動車	18	台
	水槽付消防ポンプ自動車	0	台
	小型動力ポンプ付積載車	23	台
消防団例・PR等	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	2	台
	手引き動力ポンプ	1	台

【組織概要図】

日置市消防団組織(団員)

令和3年4月1日 現在

定数	584	現員	511	比較	-73
----	-----	----	-----	----	-----

消防団長

- 本部
 - 総務部(女性消防隊)

定数	20	現員	14	比較	-6
----	----	----	----	----	----
- 東市来方面団
 - 中央分団

分団長	28	26	-2
-----	----	----	----
 - 湯田分団

分団長	28	22	-6
-----	----	----	----
 - 伊作田分団

分団長	28	23	-5
-----	----	----	----
 - 上市来分団

分団長	28	26	-2
-----	----	----	----
 - 方面団小計

定数	112	現員	97	比較	-15
----	-----	----	----	----	-----
- 伊集院方面団
 - 中央西分団

分団長	35	35	0
-----	----	----	---
 - 中央東分団

分団長	35	35	0
-----	----	----	---
 - 土橋分団

分団長	30	26	-4
-----	----	----	----
 - 飯牟礼分団

分団長	30	28	-2
-----	----	----	----
 - 北分団

分団長	32	25	-7
-----	----	----	----
 - 砂田等分団

分団長	30	22	-8
-----	----	----	----
 - 方面団小計

定数	192	現員	171	比較	-21
----	-----	----	-----	----	-----
- 日吉方面団
 - 中央分団

分団長	35	33	-2
-----	----	----	----
 - 北分団

分団長	35	30	-5
-----	----	----	----
 - 南分団

分団長	35	35	0
-----	----	----	---
 - 方面団小計

定数	105	現員	98	比較	-7
----	-----	----	----	----	----
- 吹上方面団
 - 中央分団

分団長	32	27	-5
-----	----	----	----
 - 和田分団

分団長	25	20	-5
-----	----	----	----
 - 湯之元分団

分団長	32	27	-5
-----	----	----	----
 - 花田分団

分団長	25	20	-5
-----	----	----	----
 - 泳吉分団

分団長	32	28	-4
-----	----	----	----
 - 方面団小計

定数	146	現員	122	比較	-24
----	-----	----	-----	----	-----

本部	定数	29	現員	23	比較	-6
方面団長以上	9	9	0			
本部総務部	20	14	-6			
本部合計	29	23	-6			

方面団合計	555	488	-67
-------	-----	-----	-----

※1:「消防団の組織概要等の調査」による
 ※2: 出動手当について、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。
 もっとも、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。
 ※3: 詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。